

質疑回答書

令和 8 年 6 月 23 日

入札参加者各位

高知市上下水道事業管理者
山本 三四年

業務名 高知市上下水道局高地区流末施設点検業務委託

上記業務の質疑について下記のとおり回答します。

番号	図書番号	ページ等	質問事項	回答
1	一般仕様書	3	11. 安全衛生管理 (3) 従事者に対して水道法第21条に規定する定期の健康診断を6箇月毎に、受託者の負担にて実施し、その結果を提出する。 とありますが、2026年4月1日施行にて法改正がございましたので、 従事者に対して水道法第21条に規定する定期の健康診断を12箇月毎に、受託者の負担にて実施し、その結果を提出する。 と、読み替えて実施しても問題ないでしょうか。	12箇月毎に健康診断を実施し、その結果を提出していただきます。 (別紙新旧対照表参照)
2	仕様書特記仕様書	8	5 故障・緊急時の対応業務 受託者は、本業務開始までに異常通報装置の通報順位設定及び通報の確認試験を行う とともに、設定内容を書面にて提出すること。 とありますが、以下二点について、ご教示ください。 (1) 通報の順位設定を行わない場合でも、通報の確認試験は必要でしょうか。 (2) 通報の確認試験は通報装置の機種に関係なく全箇所実施する、という理解でよろしいでしょうか。	(1) 必要です。 (2) お見込みのとおりです。